

## 和歌山県特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (目的)

第1条 特別支援教育就学奨励費（県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に必要な経費の全部又は一部及び県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒（以下「特別支援学級等の生徒」という。）の就学に必要な経費の全部又は一部を支弁するため県が支給する扶助費。以下「就学奨励費」という。）は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第1条に規定する目的に鑑み、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒及び特別支援学級の生徒について必要な援助を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 特別支援学校への就学奨励に関する法律をいう。
- (2) 令 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）をいう。
- (3) 算定要領 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成3年4月12日付け文初特第202号）をいう。
- (4) 交付要綱 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定）をいう。
- (5) 特別支援学校等 県が設置する特別支援学校及び中学校をいう。
- (6) 児童等 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒をいう。
- (7) 保護者等 児童等の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者。ただし、成年に達した特別支援学校の生徒については、その者の就学に必要な経費を負担する者をいう。
- (8) 法定経費 県が支出する就学奨励費のうち、交付要綱第3条第1項の規定によりその額の2分の1を国が負担するものをいう。
- (9) 補助経費 県が支出する就学奨励費のうち、交付要綱第4条第1項及び第2項の規定によりその額の2分の1を国が予算の範囲内で補助するものをいう。

### (対象経費等)

第3条 法定経費の対象経費の範囲及び対象額は、交付要綱第3条第2項の定めるところによる。

2 補助経費の対象経費の範囲及び対象額は、交付要綱第4条第3項の定めるところによる。

### (就学奨励費の額)

第4条 補助経費の額は、令第2条の規定の例により算定する。

2 補助経費に係る令第2条各号に定める区分は、当該各号に定めるものとする。

### (経費に関する資料)

第5条 法第5条の経費の算定に必要な資料は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査書（別記第1号様式）のほか次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 児童等が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の児童養護施設、第42条の障害児入所施設、第43条の2の児童心理治療施設又は第44条の児童自立支援施設に入所している場合 当該施設の長が発行する証明書
  - (2) 児童等の保護者が、児童福祉法第6条の4の里親又は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の31に規定する者である場合 その旨を証明する知事名の書類
  - (3) 児童等が児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受けている場合 当該療育の給付を担当する指定療育機関が発行する証明書
  - (4) 保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者である場合 当該被保護者に係る保護の実施機関が発行する証明書
  - (5) 第1号から前号までに該当しない場合 市町村長が発行した課税証明書
- 2 前項第1号から第3号までの資料は、当該書類が証明する事項を疎明することができるものをもって代えることができる。
  - 3 第1項第4号の資料は、個人番号（マイナンバー）利用目的同意書兼提出書（別記第2号様式）をもって代えることができる。
  - 4 第1項第5号の資料は、次に掲げるものをもって代えることができる。
    - (1) 個人番号（マイナンバー）利用目的同意書兼提出書
    - (2) 委任通知書（別記第3号様式）
  - 5 就学奨励費の受給を辞退する保護者等は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書に代えて特別支援教育就学奨励費辞退届（別記第4号様式）を提出するものとする。
  - 6 就学奨励費の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、第1項から前項までに掲げる資料を、和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期限までに提出するものとする。
  - 7 第1項に規定する資料（第2項から第5項の規定により第1項に規定する資料を代替するものを含む。）の提出は、当該就学奨励費に係る児童が在学する特別支援学校等の校長（以下「校長」という。）を経由するものとする。
  - 8 校長は、提出された資料を審査し、特別支援教育就学奨励費支弁区分一覧表（別記第5号様式）に提出のあった資料を添付し、教育長あて進達するものとする。

（区分の決定）

第6条 教育長は、前条第8項の規定により資料の提出を受けたときは、当該資料を審査し、令第2条に定める区分を決定する。

- 2 教育長は、前条第1項第1号から第3号に規定する資料の提出を受けたとき及び同条第5項の特別支援教育就学奨励費辞退届を受領したときは、当該資料及び届に係る保護者等の区分を令第2条第3号のものとし、前条第1項第4号に規定する資料の提出を受けたときは、当該資料に係る保護者等の区分を令第2条第1号のものとして決定する。
- 3 教育長は、第1項及び前項の決定を行ったときは、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定一覧表（別記第6号様式）により校長に通知するものとする。
- 4 校長は、前項の規定により通知を受けたときは、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（校長による支弁区分の仮決定）

第7条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、校長は、必要があると認めるときは、令第2条に定める区分を仮に決定（以下、本条において「仮決定」という。）することができる。

2 校長は、仮決定の必要を認めるときは、第5条第6項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

3 校長は、仮決定を行ったときは、特別支援教育就学奨励費仮支弁区分決定一覧表（別記第8号様式）に提出のあった資料を添付して教育長に、特別支援教育就学奨励費仮支弁区分決定通知書（別記第9号様式）により申請者にそれぞれ通知しなければならない。

4 仮決定は、前条第1項及び第2項に規定する教育長の決定により、当該仮決定が申請者に通知された日に遡ってその効力を失う。

（経費の交付）

第8条 法第3条第1項に規定する校長に対する経費の交付の方法は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第10条第3項に規定する歳出予算の配当によるものとする。

2 教育長は、前項に規定する歳出予算の配当額を和歌山県教育庁教育総務局総務課（以下「総務課」という。）の課長に通知するものとする。

（経費の支弁）

第9条 法第3条第2項に規定する経費の支給の方法は、現金の支給によるものとする。ただし、保護者等からの委任により保護者等の銀行口座への振込とすることができる。

2 校長は、前項ただし書きに規定する振込に先立ち、あらかじめ和歌山県財務規則第49条に規定する債権者登録の手続を行わなければならない。この場合において、債権者登録は、保護者等の署名又は記名押印のある書類によるものとする。

（台帳の整備）

第10条 校長は、経費の支給状況を明らかにする個人別支給台帳（別記第10号様式）を備えなければならない。

（審査請求）

第11条 第6条第1項及び第2項に規定する教育長の決定に係る審査請求における審査庁の事務は、総務課において行う。

2 特別支援学校等に審査請求があったときは、校長は、遅滞なく総務課長あて進達しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に関する事務は、総務課において処理する。

2 この要綱に定めのない事項は、国において作成される事務処理資料その他総務課長が発出する通知による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に支給が行われた特別支援教育就学奨励費の支給については、なお従前の例による。